

随 意 契 約 結 果 書

件 名 及 び 数 量	那覇港(那覇ふ頭地区)道路(空港線)換気塔上部設計意図伝達業務
契約担当官等の氏名 及びに所属する部局 の名称及び所在地	沖縄県那覇市港町2-6-11 分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所長 津田 修一
契 約 締 結 日	平成21年4月2日
契約の相手方の氏名及 び住所	東京都千代田区三崎町3-3-10 (株)日建設計シビル 東京事務所
契 約 金 額 (消費税及び地方消費税含む)	¥ 11,760,000
予 定 価 格 (消費税及び地方消費税含む)	¥ 11,786,250
随意契約によることと した理由	別紙のとおり
備 考	

随意契約理由書

1. 業務名 那覇港(那覇ふ頭地区)道路(空港線)換気塔上部設計意図伝達業務
2. 履行場所 沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所 三重城出張所
3. 契約の相手方名称 (株)日建設計シビル 東京事務所
住所 東京都千代田区三崎町 3-3-10
電話 03-5226-3711
4. 随意契約適用法 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約の理由

(1) 目的・内容

本業務は、那覇港(那覇ふ頭地区)道路(空港線)沈埋トンネルの三重城側及び空港側換気塔上部工事、並びに電気・機械設備工事の施工にあたり、設計意図を工事の請負者等に正確に伝えるための業務であり、設計図書を補完する説明図、デザイン詳細図及び色彩計画等の作成、並びに当該部位の施工図の確認を行い、設計内容について細部にわたりその意図を正確に伝達し、工事に反映させるための業務である。

(2) 理由

本業務の履行にあたっては、当該構造物の設計意図の熟知及び請負者等に対する正確な伝達、設計責任の一貫性の確保、業務の連続性(効率性)が必要不可欠である。当該設計者以外に知り得ない情報である設計意図を工事請負者等に正確に伝達できるのは当該設計者しかあり得ないこと、本業務を上記以外の者を実施させた場合、設計責任の一貫性が確保できないこと、業務の連続性が損なわれることから、契約の相手方は、本構造物を当初設計から履行している上記業者に特定される。

よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定に基づき、上記業者と随意契約を行うものである。